

# [各論 I] アベノミクス推進のための 成長最優先の2015年度税制改正

片桐 正俊

中央大学経済学部教授

## 2015年度税制改正の特徴

2015年度税制改正は、消費再増税延期、法人税実効税率引下げを軸とするアベノミクス推進のための成長最優先の税制改正となった。

では何故このような税制改正になったのか。安倍政権は、「デフレ脱却・経済再生」を最重要課題として、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の3本の矢からなる経済政策（アベノミクス）を推進してきた。2013年に景気が回復軌道に乗ったと判断し、2014年4月から消費税率を5%から8%に予定通り引き上げた。政府はこの消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減は第2四半期で収まり、第3四半期から景気は回復すると期待していた。しかし年率換算でみた4～6月期の実質GDPの対前期比は7.1%減と予想以上に大きかったばかりでなく、期待していた7～9月期の実質GDPの対前期比は1.6%減となった。つまり、2四半期連続のマイナス成長となったのであるが、これをみた政府は、2015年10月からの消費税率10%への再引上げを決断すれば、政府の最優先課題である「デフレ脱却」が危うくなると判断し、2012年消費増税法の「景気弾力条項」を使って、消費税率10%への再引上げを2017年4月に延期した。

しかしながら、これまでの景気回復は2013年以降の異次元の量的緩和を行った金融政策と、大規

模な公共事業を中心とした財政政策という2本の矢に支えられたものであって、結局民間投資を喚起する成長戦略という第3の矢が放たれなかったために、2014年に景気が低迷し出したのではない。多くの識者もその点を批判し、政府もアベノミクスは正念場を迎えており、成長戦略がその成否の鍵と意識し、2014年末の総選挙で勝利したことで、アベノミクス推進に国民の賛同を得たものとして、成長戦略の1つの重要な柱として位置づける「法人実効税率引下げ」を軸としたアベノミクス推進型の2015年度税制改正を行うこととなった。

成長最優先の2015年度税制改正は税制全体として初年度では1,230億円の減税となる。改正内容が全て年間を通じて実施されれば平年度1,080億円の減税になる。2015年度税制改正に伴う税収の増減内訳は表1の通りである。

2015年度税制改正の主な内容として、(1)消費再増税延期とそれに伴うエコカー減税見直し等税制措置、(2)法人実効税率引下げ等法人税関連税制改正、(3)NISAの非課税枠拡大、ジュニアNISA創設等所得税関連税制改正、(4)住宅購入や子育て資金の贈与税非課税枠拡大等の財産税関連税制改正が含まれている。以下順に検討する。

## 消費再増税延期とそれに伴うエコカー減税見直し等税制措置

消費税率(国・地方)は、2015年10月1日から

表1 2015年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 法人課税		
(1) 法人税率の引下げ	▲6,690	▲4,570
(2) 所得拡大促進税制の拡充	▲340	-
(3) 研究開発税制(総額型)の特別試験研究費控除の拡充	▲300	▲230
(4) 欠損金の繰越控除制度の見直し	3,970 (1,920)	1,630
(5) 受取配当等の益金不算入制度の見直し	920	710
(6) 租税特別措置の見直し	1,790	1,410
(7) 地方拠点強化税制の創設	▲100	▲20
法人課税 計	▲750	▲1,070
2. 個人所得課税		
(1) ジュニアNISA(仮称)の創設	▲150	-
(2) NISAの年間投資上限額の引上げ	▲50	0
(3) 確定拠出年金制度の拡充	▲20	-
個人所得課税 計	▲220	0
3. 消費課税		
(1) 自動車重量税のエコカー減税の対象範囲の見直し	▲190	▲170
(2) 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し	70	10
(3) 旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ税の特例税率の廃止	10	-
消費課税 計	▲110	▲160
合 計	▲1,080	▲1,230

(注1) 上記の計数は10億円未満を四捨五入している。

(注2) 「1. (4)欠損金の繰越控除制度の見直し」の平年度の増収見込額は2017年4月1日以降に開始する事業年度より適用される改正の増収見込額であり、カッコ書きは2015年4月1日～2017年3月31日に開始する事業年度に適用される改正の増収見込額である。

(注3) 「1. (6)租税特別措置の見直し」は、研究開発税制の見直し(平年度1,140億円、初年度910億円)、生産等設備投資促進税制の廃止(平年度330億円、初年度250億円)、太陽光発電設備の即時償却の廃止(平年度190億円、初年度140億円)及び特定資産の買換え等の場合の課税の特例の見直し(平年度130億円、初年度110億円)であり、この中には、損益計上時期の変化に伴う一時的な増収も含まれる。

(注4) 「3. (1)自動車重量税のエコカー減税の対象範囲の見直し」欄の計数は、2020年度燃費基準への置換えに伴い見込まれる税収からの減収額。上記のほか、特別会計分の減収見込み額は、平年度▲130億円、初年度▲117億円と見込まれる。

(注5) 旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ特別税の特例税率の廃止による特別会計分の増収見込額は、平年度2億円と見込まれる。

出所：財務省『平成27年度税制改正の大綱』参考1。

10%へ引き上げる予定であったが、2017年4月1日に引上げ時期が延期された。それとともに景気弾力条項も削除された。安倍政権が財政再建より景気対策を優先した結果、消費税率再引上げ時期延期を決めたが、それでは財政再建と景気(成長)との両立を方針としていることと辻褃が合わなくなるので、景気弾力条項を削除して、2017年4月には景気にかかわらず消費税率を10%に引き上げるべく消費税法の一部を改正する。とはいえ、その時万が一リーマン・ショックの時のような大不況が

起これば、消費税率10%引上げ再延期が絶対には言い切れない。

さて、2015年度に消費税率を10%に引き上げることを断念したために、社会保障の安定財源の確保に狂いが生じ、2015年度予算案においては、社会保障充実策の財源が1兆8,000億円から1兆3,600億円に縮小され、とりわけそのつけが高齢者に回されてしまった。すなわち低所得の65歳以上の介護保険料の軽減策が大幅に縮小された。また、「低所得の年金受給者への基本月5,000円

の給付金支給」と「年金を受けるのに必要な保険料支払期限を10年に短縮すること」は先送りされてしまった。

なお、消費税率が2017年4月から10%に引き上げられる時には、総選挙で勝利した自公両党の合意で軽減税率が設けられることになったが、おそらく公明党の主張を入れて8%に決まるであろう軽減税率の対象品目や減税する分の代替財源をどうするかについては、それまできちんと決めなければならない。また、この際消費税の転嫁を透明化するために、インボイス導入に踏み切ってはどうかと考える。

消費税率10%への引上げ時期の延期の影響はそれだけに止まらない。政府は2015年10月に消費税率が10%に上がる場合に、自動車取得税を廃止して、その代替財源として最大3%の燃費課税を実施する予定であったが、消費増税の延期に伴い、自動車取得税が2017年3月末まで存続し、燃費課税は見送られることになった。

2014年4月の8%への消費増税後の自動車販売の落ち込みを早く防ぎたい自動車業界とエコカー減税の基準を引き上げ、低燃費車に減税を重点適用することによって税収を確保したい政府とのせめぎ合いと妥協の結果、2015年度自動車関連税制は次のようになった。

購入時に払う自動車取得税(地方税)と購入時と車検時に払う自動車重量税(国税)のエコカー減税は、燃費基準を厳しくした上で2017年3月まで2年延長する。軽自動車の所有者が毎年払う軽自動車税(地方税)は、2015年4月から現在7200円の1.5倍の1万800円に増税されるが、これにも新たにエコカー減税が適用される。2020年度燃費基準に照らして税率を25%、50%、75%の3段階で軽減する。

消費税の税務行政上の大きな改正としては、2015年10月から海外ネット配信に消費税が課せられるようになった点が挙げられる。国外事業者が日本国内の消費者に電子書籍・音楽・広告等の配信等電子商取引を行った場合に、そうした取引を日本国内の業者が行った場合に課税されていたの

に非課税であったため、国内業者は競争上不利であり、電子商取引が拡大していることに鑑み、公正な取引の観点から、国外事業者に消費税が課せられることになった。日本での売上が1,000万円以上の海外事業者が対象で、日本の税務当局への申告が義務づけられる。消費税課税分は商品価格に転嫁され、最終的には消費者の負担となる。

## 法人実効税率引下げ等法人税関連税制改正

アベノミクス推進のための成長最優先の2015年度税制改正の目玉は、法人税率引下げ等の法人税改革である。安倍政権は、2014年6月に閣議決定した「法人税率を来年度から数年で20%台に引き下げる」という方針を総選挙で勝ったこともあって2015年度税制改正の柱に据えた。法人税率大幅引下げをアベノミクスの第3の矢である成長戦略の柱と位置づけているためである。

現行の国・地方の法人実効税率は、法人税率25.5%、法人事業税率所得割(標準税率)7.2%なので、34.62%となっている。改正により、法人税率を2015年度23.9%、2016年度23.9%に、また法人事業税所得割を2015年度6.0%、2016年度4.8%に変更するので、国・地方の法人実効税率は2015年度32.11%で、2016年度は31.33%にまで下がる。

法人実効税率引下げの代替財源として、次の①～④のような形で課税ベースを拡大し、税収を確保する。①欠損金繰越控除を見直す。大法人の控除限度を現行の所得の80%から2015年度65%に、2017年度50%に引き下げる。②受取配当等益金不算入を見直す。現行では、持株比率25%未満は50%、25%以上は100%益金不算入であるが、5%以下は20%、5%超1/3以下は50%、1/3超は100%益金不算入とする。③法人事業税の外形標準課税を、現行の1/4から2015年度3/8に、2016年度1/2に拡大する。④研究開発税制を見直す。控除限度枠の総枠は「法人税額の30%」を維持しつつ、特別試験研究費の控除限度を別枠化

(5%)する。また限度超過額の繰越制度を廃止する。

これら①～④の課税ベース拡大は、2015～2017年度に段階的に実施するので、法人実効税率引下げによる税収減が税収増を上回る減税先行となる。政府見直しでは、2015、2016年度で2,100億円ずつの減税となるが2017年度には増収となって、3年度全体では税収中立になるという。

政府は、こうした法人税改革によって、企業収益の向上→法人税収増→賃上げと投資増→所得税収増という好循環のシナリオを描いている。しかし、法人実効税率引下げが本当に成長戦略の目玉となって景気が良くならなければ、このような経済の好循環は期待できない。今日一国の景気は、新しい経済政策の実施によって好転するよりも、為替や原油価格、国際紛争等国際的な経済環境の変動によって左右されることが多い。法人に対する税制優遇措置を講じて、上記のような優遇措置の恩恵を受けるのは大企業が中心であり、それらの企業はグローバル化しているために、国際的経済環境の変化に敏感なので、環境が悪化すれば、減税の恩恵を投資や賃上げに振り向けることに慎重になってしまいうだろう。また、外国企業も法人税率引下げだけでわが国への投資を積極化するわけではない。

ところで、法人実効税率の引下げに合わせて取られる法人事業税外形標準課税の拡大にも次のような問題がある。第1に、法人事業税外形標準課税の拡大が行われるのは、資本金1億円以上の大企業に対してであるが、これは次のことを意味する。法人実効税率の引下げにより、恩恵を受けるのは黒字企業なのに対し、赤字企業には法人実効税率の引下げの恩恵は当然ないだけでなく、新たに法人事業税の外形標準課税の拡大による負担を負わねばならなくなる。第2に、法人事業税外形標準課税の拡大は、地方税における応益課税の原則からして、地方団体の行政サービスから便益を得ている企業が応分の税負担を負うべしという理屈に拠っているのであるが、それなら資本金1億円未満の中小企業には、法人事業税の外形標準課税が何故適用されないのか説明がつかない。中小企業

の担税力が弱いことに配慮したというのが理由かもしれないが、中小企業が皆担税力が弱いわけではなく、黒字企業も存在する。第3に、外形標準課税の付加価値割は、報酬・給与や支払子利などの総額に0.48%の税率をかける仕組みだが、政府は企業に賃上げを要求しながら、報酬・給与を増やした企業の負担を外形標準課税の拡大で増やすのは矛盾しているという批判がある。このため、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度を導入する。

なお、上記以外にも、重要な法人税制改正事項が2つある。1つは、大都市圏から地方に本社機能を移転した企業に、新社屋等の投資額の一部の減税と地方での雇用増に合せての減税が認められることになったことである。もう1つは、国際的な二重非課税を防止する観点から、外国子会社の所在地国において損金算入される配当を外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から除外されることになったことである。

## NISAの非課税枠拡大、ジュニアNISA創設等所得関連税制改正

少額投資非課税制度(NISA)は2014年1月から導入され、年100万円までの株式投資などについて、売却益や配当への課税を最長5年間免除する制度である。2015年度改正でこの非課税枠年100万円が年120万円に引き上げられる。さらに、2016年4月から20歳未満の子供や孫の名義で口座を開設できるジュニアNISAが創設される。この年間投資上限額は80万円である。ジュニアNISAは子や孫の将来に向けた長期投資にかかる税負担を免除する制度で、口座の名義人の親権者が資金を運用する。余裕のある高齢者層(祖父母)の金融資産を若年層(子供や孫)に移すことで消費を刺激することを狙いとしているが、格差の固定化につながるとの批判がある。

住宅借入金等に係る税額控除制度(住宅ローン減税等)の適用期限が現行2017年12月31日までなのを1年半延長して、2019年6月30日まで

とする。理由は、消費増税で税率が10%になった場合に、住宅市場が落ち込むのを抑えるためである。この制度では、居住者は住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得または増改築等をし、自己の居住の用に供した場合に、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の1%、最大50万円を各年分の所得税額から控除できる。

富裕層が海外移住する場合の譲渡所得課税の特例制度を創設する。時価1億円以上の有価証券等を有する等一定の要件に該当する者が国外に転出する際に、その有価証券等の譲渡等をしたものとみなして課税（含み益課税）する特例制度を設ける。金融資産の売却益に課税しないシンガポール、香港、スイス等に移住して、税逃れする富裕層が増えていることに対する対抗措置である。

ふるさと納税を拡充する。ふるさと納税とは、任意の地方自治体に寄付すると、寄付金額から2,000円を引いた金額が居住地の住民税と所得税で減税される制度のことである。2015年度改正でこの寄付金額の上限が従来の2倍に増やされることになった。安倍政権の「地方創生」政策を後押しして、地域経済の活性化を図ろうとする狙いがある。2015年度改正で、返礼品送付について、寄付金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請や申告手続きの簡素化等も行われることになる。

## 住宅購入や子育て資金の贈与税非課税枠拡大等財産税関連税制改正

住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置が延長・拡充される。祖父母や親が子や孫に住宅購入資金を援助する場合にかかる贈与税の非課税枠は従来1,000万円であったが、2015年1月から順次拡大する。2015年中は駆け込み需要の反動減対策として非課税枠を1,500万円とし、2016年1月から9月まではそれを一旦1,200万円に縮小し、2016年10月から消費増税前の駆け込み需要抑制のために3,000万円まで引き上げる。そして反動減の影響がなくなる17年10月以降非

課税枠を段階的に引き下げ、住宅販売の変動幅を抑制する。

祖父母や親が子や孫に対して結婚・出産・育児に要する資金を一括して贈与する場合、子や孫1人につき1,000万円まで贈与税がかからない非課税制度を創設する。20～49歳の子や孫が対象で、50歳になれば残額に贈与税がかかる。

学校の入学金や授業料等「教育」に関する資金の贈与の非課税制度の期限は、2015年12月末までであったが、2019年3月末まで延長される。非課税枠は30歳未満の子や孫1人当たり1,500万円までで従来と変わらない。使い道も授業料だけでなく、留学渡航費や定期券代にも広げられる。

以上のような贈与税の非課税枠の拡大措置は、高齢者層の金融資産を若年世代に移転し、消費の活性化をはかることを狙いとしているが、富裕層の相続税逃れに利用され、格差を固定化させる恐れが多分にある。

## 財政再建、再分配機能に課題

消費増税を先送りし、法人実効税率引下げ等法人減税先行実施等を決めた2015年税制改正は、まさにアベノミクス推進のための成長最優先の税制改正となっただけに、予定通り成長が実現し、経済の好循環が生まれればまだしも、生まれなければそれだけ国民への負担のつけは大きくなる。

消費増税を先送りした分、社会保障と税の一体改革は保障されなくなり、財政再建の道筋が見えなくなり、また法人税、所得税、贈与税等の減税で大企業、富裕層が大きな恩恵を受けることになり、中・低所得層との格差が固定・拡大する可能性が強くなった。女性の社会進出の阻害要因として問題視されていた配偶者控除について、見直しは先送りされた。それも含めて、格差是正のために所得税の再分配機能を強化し、同時に財源調達機能も強化し、消費税だけでなくこの面からも財政再建努力を強化すべきである。

(かたぎり まさとし)